

「中間取りまとめ」について

- * 最終答申に向けた論点整理と問題提起のため、中間取りまとめを行う。
- * 対象は、本年4月2日に改訂した運営方針を踏まえ、「集中テーマ(医療、介護、保育、農林水産、住宅・土地、航空・空港、雇用・労働、教育)」とする。
- * 一般テーマについては、引き続き会議としてフォローアップ、監視に注力するが、特に必要があるものについては、中間取りまとめを行う。
- * 7月中旬を目処に会議として取りまとめ、各省調整を経て、7月下旬には公表可能となるよう取り進める。